

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		公表
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課生活環境係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市ポイ捨ての防止に関する条例第12条
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市ポイ捨ての防止に関する条例第11条第3項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	新座市ポイ捨ての防止に関する条例第11条第3項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成13年6月1日設定（平成 年 月 日最終変更）